

葉山町防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 ガイドライン制定の目的

このガイドラインは、防犯カメラの設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図り、防犯カメラを適切かつ効果的に活用することを目的に定めたものです。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

設置主体にかかわらず、次のすべての要件を満たすカメラは、このガイドラインの対象とします。

(1) 設置の目的

主として犯罪の防止を目的として特定の場所に継続的に設置されたカメラ

※ 設備や装置等の管理、学術研究、報道などを主目的に設置されたカメラは対象となりません。

(2) 撮影範囲

不特定多数の人が利用する場所を撮影範囲とするもの

ア 対象となるもの

道路、公園、広場、商業施設、レジャー施設、宿泊施設、駐車場、商店街などを撮影するもの

イ 対象とならないもの

特定の人のみが利用するマンション、アパート等共同住宅の内部や事業所、工場の敷地内などを専ら撮影しているもの

※ 設置場所がマンション等であっても、撮影範囲に公道など不特定多数の人が往来する場所を含む場合は対象となります。

(3) カメラの種類

画像録画装置を有するカメラ

※ 画像の流出や悪用などを防ぐためのガイドラインであるため、画像を記録しないカメラは対象となりません。

3 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

(1) 防犯カメラの設置場所・撮影範囲

防犯カメラの設置にあたっては、個人のプライバシーの保護に十分に配慮し、防犯の目的を達成するために必要な撮影範囲に限定するよう努めてください。

● 防犯に必要な撮影範囲とは？

防犯カメラの撮影範囲については、住宅内部などのプライベート空間が映らない場所に設置するなど、プライバシーに十分配慮する必要があります。

(2) 防犯カメラの設置表示

防犯カメラの設置にあたっては、設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨をわかりやすく表示してください。

また、防犯力の向上に繋がる場所に設置ができるよう、管轄の警察署等と事前の協議を行いましょう。

● 設置表示について

防犯カメラの設置表示は、防犯カメラの設置を周知するために、設置場所周辺のなるべく見やすい場所に表示してください。

なお、設置区域内に複数の防犯カメラを設置している場合は、必ずしも個々のカメラごとに表示する必要はありません。

表示例：「防犯カメラ設置区域」「防犯カメラ作動中」等

(3) 管理責任者の指定

防犯カメラの管理にあたり、適切な画像の取扱い、情報の漏洩防止、画像の適切な保管などに配慮するため、防犯カメラの設置者は、防犯カメラの管理全般に責任を持つ「管理責任者」を指定してください。

(4) 画像データの保存・取扱い

防犯カメラの設置者及び管理責任者（以下「設置者等」という。）は、画像の漏洩、滅失、毀損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次の事項に留意しながら、必要な措置を講じてください。

ア 防犯カメラ等の操作担当者の指定

管理責任者は、設置者等以外の者に防犯カメラやそのモニター、録画装置を操作させる必要がある場合は、必要最小限の人員に限って操作担当者を指定することができます。なお、この場合、管理責任者及び操作担当者以外の者の操作を禁止する必要があります。

イ 画像データの保存期間

画像データの保存期間は、目的達成のための必要最小限の期間（概ね1箇月以内）としてください。

ウ 画像データ等の安全な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）、管理端末パソコンについては、設置者等及び操作担当者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に保管し、「5 画像データの利用・提供」で定める場合を除き、画像の複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとします。

また、インターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを設定するほか、システムを適宜更新し最新の状態にするなど、セキュリティ対策をとるものとしま

す。

● 記録媒体の管理について

記録媒体（ビデオテープ、DVD、ハードディスク等）の管理については、必ず鍵のかかる場所に保管し、鍵は、設置者等及び指定された操作担当者のみが管理してください。

● パスワードなどの管理について

管理端末パソコンや防犯カメラの操作に必要なパスワードなどは、設置者等及び操作担当者のみが管理してください。

（5）画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、記録媒体の初期化や上書きにより、確実に消去することとします。

また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うこととします。

4 秘密の保持

設置者等及び操作担当者は、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはいけません。

● 秘密の保持について

設置者等及び操作担当者は、画像データはもとより、操作に必要なパスワードなども第三者に漏らしてはなりません。このことは、設置者等及び操作担当者でなくなった後においても同様とします。

5 画像データの利用・提供

画像データは、設置目的以外に利用又は提供してはいけません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

（1）法令に基づき文章で提供を求められた場合

（2）捜査機関から文書にて、犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

（3）人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

● 画像データ提供の基準

防犯カメラの画像データは、原則として、第三者に提供することはできませんが、設置者等が提供の必要性を十分検討した上で、5（1）から（3）の場合にあたりと認めるときは、画像データの提供などの協力をしてください。なお、第三者に画像データ等を提供した際は、相手の身分等を確認のうえ、提供した画像データ等の内容、提供相手、日付、目的及び理由などを記録しましょう。

5（1）に該当する事例： 裁判官からの文書提出命令（民事訴訟法第233条）等

5（2）に該当する事例： 捜査関係事項照会書（刑事訴訟法第197条第2項）等
による依頼があった場合

5（3）に該当する事例： 認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合や災害発生時に被害状況を情報提供する場合

6 苦情等への対応

設置者等は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは、誠実かつ速やかに対応することとします。

7 保守点検等

設置者等は、防犯カメラやそのモニター、録画装置の機能維持のため、定期的に保守点検を行うこととします。また、パソコン等で画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策を講じるなど、セキュリティ対策に十分配慮してください。

8 運用基準の策定

設置者等は、防犯カメラの設置及び運用について、このガイドラインに基づき、運用基準を策定し、防犯カメラの設置及び運用が適切なものとなるよう努めるものとします。

● 運用基準について

別紙の【管理及び運用に関する要領（参考例）】を参考としてください。

9 業務の委託

設置者等は、防犯カメラの設置区域内の施設について維持管理業務や警備業務を委託する場合には、運用基準の遵守を委託契約の条件とするなど、委託業者に適正な防犯カメラの運用を徹底するものとします。

【〇〇が設置する防犯カメラの管理及び運用に関する要領(参考例)】

1 目的

この要領は、〇〇町内（自治）会が△△地域に、犯罪の抑止のために設置する防犯カメラの管理及び運用について必要な事項を定め、個人のプライバシー保護に配慮し、適切な管理運用を行うことを目的とする。

2 設置場所・撮影範囲等

(1) 防犯カメラの設置場所は、△△地域の□□に設置し、△△地域の公道を撮影範囲とする。

又は、

(1) 防犯カメラの設置場所及び撮影範囲は、別紙配置図のとおりとし、△△地域に◇台を設置する。

(2) 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラを設置していることについて、見やすい位置に「防犯カメラ作動中」等と記載した表示板を掲示するものとする。

3 管理責任者の指定等

(1) 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、管理責任者を置く。

(2) 管理責任者は、(団体・職・氏名を記載)をもって充てる。

(3) 管理責任者は、必要に応じて、防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作を行う操作担当者を指定するものとする。

(4) 防犯カメラの操作担当者は、(職・氏名を記載。例えば「防犯部会長・葉山一郎」など)をもって充てる。

(5) 管理責任者及び操作担当者の責務は、次のとおりとする。

ア 画像の適切な取り扱いに努めること。

イ 画像により知り得た情報の漏えい、又は不当な使用をしないこと。また、その職でなくなった後も同様とする。

ウ その他防犯カメラの適切な管理及び運用に関し、必要な措置を講じること。

(6) 管理責任者及び指定された操作担当者以外の者による防犯カメラ及びそのモニター並びに録画装置の操作は、禁止する。

4 画像データの保存・取扱い

(1) 画像データ等の保管場所

ア 録画装置の保管場所は、◇◇とする。

イ 画像データの記録媒体は、保管庫に施錠の上保管し、原則として外部への持ち出し及び第三者の画像の閲覧を禁止する。

(2) 画像データの保存期間

画像データの保存期間は、〇日とする。

(3) 画像データの消去

保存期間が終了した画像データは、直ちに確実な方法により消去するものとする。また、記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

5 画像データの利用・提供

(1) 次の場合を除き、画像データを目的以外に利用し、又は第三者に提供することを禁止するものとする。

ア 法令等の定めがある場合

イ 捜査機関から文書より犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

(2) (1)に基づき、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者へ提供する場合には、管理責任者の許可を得たうえで提供し、提供の内容、相手先、日時、目的及び理由を記録するものとする。

6 苦情処理

管理責任者は、苦情や問合せに誠実かつ迅速に対応するものとする。

7 保守点検

管理責任者は、防犯カメラの機能の維持のため、定期的に保守点検を行うものとする。